

障害者政策委員会について(概要)

1. 根拠

- 障害者基本法第32条に基づき内閣府に設置 (法定審議会)
※平成24年5月に設置 (従前の「中央障害者施策推進協議会」を改組)

2. 任務

- (1) 障害者基本法に基づく任務
 - 障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申
 - 障害者基本計画の実施状況の監視
※必要があると認めるときは、関係大臣に勧告を行うことも可能
 - 障害者差別解消法の基本方針に関する意見具申
- (2) 障害者権利条約(H26批准)の政府報告で位置付けられた任務
 - 障害者権利条約の国内実施状況の監視

3. 委員

- 任命：内閣総理大臣
- 定数：30人以内 (非常勤)
※障害者、障害者の自立と社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者の中から任命
※本委員(30人以内)に加え、専門委員を置くことも可能
- 任期：2年



4. その他

- 委員会は公開
※傍聴を認めるとともに、ホームページで配布資料や議事録を公開 (議事録が公開されるまでは、インターネットで動画を配信)
- 障害のある委員や傍聴者向けに、様々な合理的配慮を実施
※介助者の費用負担、点字資料の作成、手話通訳・要約筆記の上映等

基礎資料1(2)

内閣府障害者政策委員会 第6期委員

氏名	役職
浅香 博文	(福)日本身体障害者団体連合会 理事
浅川 智恵子	日本科学未来館 館長 IBMフェロー
安部井 聖子	東京都重症心身障害児(者)を守る会 会長 (福)全国重症心身障害児(者)を守る会 評議員
安藤 信哉	(公社)全国脊髄損傷者連合会 常務理事
安藤 真理子	土浦市長(全国市長会)
石橋 大吾	(一財)全日本ろうあ連盟 副理事長
岩上 洋一	(一社)全国地域で暮らすろうネットワーク 代表理事
大下 英和	日本商工会議所産業政策第二部 部長
大塚 晃	(一社)日本発達障害ネットワーク 副理事長
岡田 久実子	(公社)全国精神保健福祉会連合会 理事長
加野 理代	弁護士
北川 聡子	(公財)日本知的障害者福祉協会 副会長
熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター 准教授
黒岩 祐治	神奈川県知事(全国知事会)
小枝 達也	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 特命副院長 こころの診療部 統括部長
佐々木 桃子	(一社)全国手をつなぐ育成会連合会 会長
佐藤 聡	(特非)DPI日本会議 事務局長
佐保 昌一	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
白江 浩	(福)全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会 会長
曾根 直樹	日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科 准教授
田中 伸明	(福)日本視覚障害者団体連合 評議員
玉木 幸則	(特非)日本相談支援専門員協会 顧問
水流 源彦	(特非)全国地域生活支援ネットワーク 理事長
長谷川 知子	(一社)日本経済団体連合会 常務理事
初瀬 勇輔	(一社)日本パラリンピアンズ協会 副会長
日比 奈緒美	(一社)全国肢体不自由児者父母の会連合会 理事
福田 暁子	(福)全国首ろう者協会 評議員
森 隆夫	(公社)日本精神科病院協会 副会長
森 幸子	(一社)日本難病・疾病団体協議会 監事
米山 明	(一社)全国児童発達支援協議会 副会長
【専門委員】	
内布 智之	(一社)日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 理事
臼井 久実子	立命館大学生存学研究所 客員研究員 (特非)バリアフリー映画研究会 副理事長
宮本 せつ子	(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 常務理事

令和5年8月21日付

2006 (平成18) 年	12月	第61回国連総会において条約を採択
2007 (平成19) 年	9月	日本による条約への署名
2008 (平成20) 年	5月	条約が発効
2011 (平成23) 年	8月	障害者基本法の改正、施行 (一部を除く)
2013 (平成25) 年	6月	障害者差別解消法の成立
	9月	第3次障害者基本計画の策定
2014 (平成26) 年	1月	条約の批准書を寄託
	2月	条約が我が国について発効
2015 (平成27) 年	2月	障害者差別解消推進基本方針の策定
2016 (平成28) 年	4月	障害者差別解消法の施行
	6月	第1回政府報告提出
2018 (平成30) 年	3月	第4次障害者基本計画の策定
2020 (令和2) 年	4月	障害者差別解消法の施行から3年経過
2021 (令和3) 年	5月	改正障害者差別解消法の成立
2022 (令和4) 年	4月	国連障害者権利委員会からの事前質問事項への回答
	8月	国連障害者権利委員会による審査

障害者権利条約採択以降の経過・取組

2022 (令和4) 年	9月	国連障害者権利委員会による審査を踏まえた総括所見の公表 ※2020年夏予定が延期
2023 (令和5) 年	3月	第5次障害者基本計画の策定 改正障害者差別解消法に基づく基本方針の閣議決定
2024 (令和6) 年	4月	改正障害者差別解消法施行

I 第4次障害者基本計画とは

【位置付け】 **政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画**（障害者基本法第11条に基づき策定）

【計画期間】 **平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年間**

【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、本年2月に取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して、基本計画を作成**

II 基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき**社会のあらゆる活動に参加**し、その**能力を最大限発揮して自己実現**できるよう支援

III 基本的方向

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進

- 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ(※)向上の視点を取り入れていく

(※) アクセシビリティ: 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

- アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入

2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保

(※) 障害者権利条約: 我が国は平成26年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。

- 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援

3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進

- 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進

4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

第4次障害者基本計画 概要

IV 総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

V 各論の主な内容

1. 安全・安心な生活環境の整備

- 安全に安心して生活できる住環境の整備
 - ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進
- 移動しやすい環境の整備
 - ・ 公共交通機関のバリアフリー化（ホームドア等）
- 障害者に配慮したまちづくりの推進
 - ・ ICTを活用した歩行者移動支援

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及
 - ・ 聴覚障害者向け電話リレーサービスの体制構築
- 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
 - ・ 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

3. 防災、防犯等の推進

- 災害発生時における障害特性に配慮した支援
 - ・ 福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
 - ・ 音声によらない119番通報、障害特性に配慮した災害時の情報伝達体制
- 防犯対策や消費者トラブル防止の推進
 - ・ Eメール等での110番通報、障害特性に配慮した消費者相談
 - ・ 障害者支援施設の安全体制確保

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
 - ・ 障害者にも配慮した施設整備やサービス・情報提供等の一層の促進
 - ・ 障害者差別解消に係る地域協議会の設置促進
- 障害者虐待の防止、障害者の権利擁護
 - ・ 相談支援専門員等による障害者虐待の未然防止

第4次障害者基本計画 概要

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施
- 身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築
 - ・障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援
 - ・発達障害者等へのピアサポートの推進
- 地域生活への移行の支援
 - ・一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの導入
- 障害のある子供への支援の充実
 - ・医療的ケアが必要な障害児への包括的支援
- 身体障害者補助犬の普及促進、福祉用具等の普及促進・研究開発
- 障害福祉サービスの質の向上、人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進

- 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
 - ・退院後の精神障害者の支援
- 地域医療体制
 - ・身近な地域で医療、リハビリを受けられる体制の充実
- 研究開発等の推進
 - ・最新技術を活用した自立支援機器の開発
 - ・難病治療法の研究開発

7. 行政等における配慮の充実

- 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
 - ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実
- アクセシビリティに配慮した行政情報の提供
 - ・行政機関の窓口での配慮
 - ・ウェブサイトにおけるキーボード操作対応や動画への字幕・音声解説の付与等の配慮

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- 総合的な就労支援
 - ・雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
 - ・精神障害者の雇用促進、就労定着支援による職場定着の推進
- 多様な就業機会の確保
 - ・テレワーク等の柔軟な働き方の推進
 - ・福祉的就労の質の向上・底上げ（工賃向上）
 - ・農業分野の就労支援

9. 教育の振興

- 誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備
 - ・個別の指導計画・教育支援計画の活用を通じた全ての学校における特別支援教育の充実
- 障害のある学生の支援
 - ・各大学での支援部署の設置、支援人材の養成、就職支援
- 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
 - ・障害者の各ライフステージにおける学びの支援

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 障害者の芸術文化活動への参加
 - ・特別支援学校での質の高い文化芸術の体験
- 障害者スポーツの普及及びアスリートの育成強化
 - ・パラリンピック等のアスリートの育成強化

11. 国際社会での協力・連携の推進

- 国際的協調の下での障害者施策の推進
- 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
 - ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

第5次障害者基本計画 概要

基礎資料2(3-3)

I 第5次障害者基本計画とは

【位置付け】政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

【計画期間】令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

【検討経緯】障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

II 総論の主な内容

1. 基本理念

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2. 基本原則

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

3. 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

4. 各分野に共通する横断的視点

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

5. 施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

III 各論の主な内容(11の分野)

- | | | |
|-----------------------------|------------------------|---------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | 5. 行政等における配慮の充実 | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備 | 6. 保健・医療の推進 | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | 11. 国際社会での協力・連携の推進 |
| 4. 防災、防犯等の推進 | 8. 教育の振興 | |

IV おわりに(～今後に向けて～)

- ・本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
- ・令和4年9月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に関し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。
- ・世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。